

(案)

○○○○賃貸借契約書

(長期継続契約)

賃貸借物件	○○○○								
賃貸借期間	車両登録日から○年間								
納入期限	○○○○								
納入場所	別紙仕様書のとおり								
賃貸借料	金 円 (うち消費税相当額及び地方消費税相当額は 円) 各年度の委託料支払予定額は次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和〇年度</td><td>金〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>令和〇年度</td><td>金〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>令和〇年度</td><td>金〇〇〇〇円</td></tr></tbody></table> 各年度の支払予定額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。	年度	金額	令和〇年度	金〇〇〇〇円	令和〇年度	金〇〇〇〇円	令和〇年度	金〇〇〇〇円
年度	金額								
令和〇年度	金〇〇〇〇円								
令和〇年度	金〇〇〇〇円								
令和〇年度	金〇〇〇〇円								
支払方法	月払 月額金〇〇〇〇円 (うち消費税相当額及び地方消費税相額は〇〇〇〇円) 車両登録日が月途中の場合、開始月は日割り計算しないものとし、1か月分として支払うこととし、終了月の請求はないものとする。								
契約保証金	免除する								
特記事項	本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約にかかる借受人の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、借受人は、この契約を変更又は解除することができる。この場合の損害賠償等については、協議して定める。								

上記の賃貸借について、借受人と貸付人は、各自の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者の記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

借受人 三原市

代表者 三原市長 岡 田 吉 弘 印

貸付人 住 所

氏 名

印

(案)
賃貸借契約条項

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、この契約書及び附帯する条件等に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。

(本契約の内容)

第2条 貸付人は、別紙仕様書に記載の車両のうちNO. ○○○の車両を貸し渡し、借受人はこれを借り受け、賃貸借料を支払うものとする。

2 前項の賃貸借にかかる契約形態はメンテナンスリースとする。

(債権譲渡の禁止)

第3条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ借受人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、貸付人が第三者に対して本契約に係る債権を譲渡した場合でも、借受人は貸付人に支払いをすることができるものとする。

(賃貸借料の支払)

第4条 貸付人は、使用月の経過後速やかに賃貸借料を借受人に請求するものとする。

2 借受人は、前項の規定による請求があった日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

3 借受人が支払期日までに貸付人に対して賃貸借料を支払わないときは、借受人は、貸付人に支払期日の翌日から支払いするまでの日数に応じて、未支払いの賃貸借料につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で算定した遅延利息を支払うものとする。

(車両の納入等)

第5条 貸付人は車両を納入したときはその旨を借受人に届け出なければならない。

2 借受人は車両について前項の届出を受けた後、速やかに検査を行い、検査に合格したときは貸付人にその旨を通知するものとし、これをもって車両の引渡しを受けたものとする。

(車両の使用及び管理)

第6条 借受人は前条による車両の引渡しを受けたときから、車両を使用できるものとする。この場合、借受人は通常の業務のため、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(車両の所有権の表示)

第7条 貸付人は、車両に貸付人の所有権を明示する表示、標識などを設置ないし、貼付することができる。

ただし、設置ないし貼付する場所については、借受人及び貸付人が協議して定めるものとする。

2 借受人は車両の返還までの間、前項の状態を維持するものとする。

(車両の所有権侵害の禁止等)

第8条 借受人は車両を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたり、その他貸付人の所有権を侵害するような行為をしないものとする。

(メンテナンス)

第9条 貸付人は借受人が車両を常に安全に使用できるよう仕様書の内容に基づき整備及び修理し、それに必要な部品等の交換及び補充を行うものとし、その費用を負担する。ただし、借受人の責めに帰するべき事由により整備又は修理の必要が生じたときは、借受人は別途それに要する費用を負担する。

(納入すべき期限の延長)

第10条 貸付人は、納入期限までに車両を納入することができないときは、直ちに、その理由、納入の予

(案)

定日その他借受人が指定した事項を借受人に届け出なければならない。

- 2 貸付人は、前項の規定による届出をしたときは、借受人に対し、納入すべき期限の延長の承認を申請することができる。この場合において、借受人は、当該履行遅滞が賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、相当と認める日数についてこれを承認することができる。
- 3 借受人は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該履行遅滞が貸付人の責めに帰すべき事由によるものであると認める場合は、相当の期間内に履行する見込みがあると認めるとき限り、履行期限の延長を承認することができる。
- 4 貸付人は、第1項の履行遅滞があった場合（第2項の規定による承認を受けた場合を除く。）は、借受人に対し、遅延日数に応じて、賃貸借料総額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算して得た額の損害金を支払わなければならない。
- 5 前項の損害金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は、算入しない。

（契約不適合責任）

第11条 借受人は、引き渡された車両に関して契約の内容に適合しないものであるときは、貸付人に対し、目的物の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、貸付人と売主間の契約において、借受人と売主との権利関係が明記されているものについてはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、借受人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、借受人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、貸付人の責めに帰する事由があり、借受人に損害が生じた場合は、借受人は貸付人に損害賠償を請求することができるものとする。
- 4 借受人は、不適合を知った時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、貸付人が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（車両の滅失又はき損）

第12条 車両が天災その他不可抗力により滅失及びき損した場合は、借受人がその責めを負うものとする。ただし、通常の使用によるものは、この限りでない。

- 2 車両がき損したときは、借受人及び貸付人の協議の上、次のいずれかの措置をとるものとし、その費用は借受人が負担する。
 - (1)車両を完全な状態に復元若しくは修理する。
 - (2)車両と同等な性能の同種車両と取替える。
 - (3)き損により生じた損害を賠償する。
- 3 車両が滅失（修理不能又は所有権の侵害を含む。）したときは、借受人はその損害を賠償しなければならない。賠償額は借受人及び貸付人が協議の上、決定することとする。
- 4 第2項第3号又は前項の場合においては、当該損害金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとする。

（借受人の解除権）

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 賃貸借期間の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込が明らかないと認められるとき。

(案)

- (3) 貸貸借の履行につき、不正の行為があつたとき。
 - (4) 正当な理由がないのに借受人の指示に従わないとき。
 - (5) 役員等(貸付人が個人である場合にはその者を、貸付人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (6) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 貸付人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (10) 貸付人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (11) 貸付人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (12) 貸付人(貸付人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 借受人は、排除措置命令又は納付命令が貸付人でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し貸付人の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は、借受人の所得となる。保証金を納入しないときは、貸付人は違約金として契約金額(分割払いの契約の場合は貸貸借期間総額)の10パーセントに相当する額を借受人に納入しなければならない。ただし、貸付人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定は、借受人に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、借受人が当該超える金額を損害賠償として請求することを妨げるものではないものとする。
- 第14条** 貸付人は、貸貸借期間が満了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- (暴力団等からの不当介入の排除)**
- 第15条** 貸付人は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに借受人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 貸付人は、前項の場合において、借受人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 貸付人は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに借受人へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(案)

(貸付人の解除権)

第16条 貸付人は、借受人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

(賃貸借期間満了後の車両の取扱)

第17条 貸付人は、賃貸借期間が満了し再度契約を行わない場合等には、契約が終了した車両を速やかに引き取るものとし、これに要する費用は貸付人の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 貸付人は、賃貸借の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、借受人及び貸付人が協議して定めるものとする。